

【差押に関する補足説明】

(仮)差押とは、会社の預金を引き出せないようにしたり、動産・不動産を処分できないようにしたり、売掛債権の譲渡をさせないように、財産を法的に凍結する措置⁸⁴です。差押命令は、先取特権にもとづくもので、保全だけでなく直接的に回収することができます。一方、仮差押命令は、あくまで保全のみで、その回収には裁判による判決など別途本執行手続きが必要です。差押命令には数日を要しますが、仮差押命令は当日に出されることもあり、迅速性に優れています。なお、仮差押命令には、必要な保証金を積むことが求められます。仮差押から差押への変更はできませんので、時間的に可能であれば差押を求めていく方がよいでしょう。

労働債権の確保の取り組みと同時に、労働組合による職場の占拠と営業の継続は、会社再建をめざす場合はもちろん、清算の場合でも重要な取り組みです。営業を続けることで労働組合に対する取引先、地域などへの対外的な信用を保ち、組合員を精神的に安心させる効果があります。さらに、手元の原材料や半製品を製品化したり、在庫品が傷む前に換金することで資産を増加させることもできます。

参考として、自主生産に関する協定を掲載しておきます (p. 83)。

(参考様式)

- ・債権差押命令申立書 (p. 82)
- ・当事者目録 (p. 80)
- ・差押債権目録 (p. 80)
- ・担保権・被担保債権・請求債権目録 (p. 81)
- ・第三債務者に対する陳述催告の申立書 (p. 81)
- ・会社の財産の保全と組合による事業所占有に関する協定 (p. 81)
- ・債権仮差押命令申立書 (p. 82)
- ・自主生産に関する協定 (p. 83)

2. 破産 (清算型)

(1) 破産の概要

破産手続は、破産法にもとづく倒産手続で法的整理の中核です。破産となると、その会社の資産や財産はすべて清算・処分されて、その会社は消滅し、負債や債務も消滅することになります。

具体的な手続で中心的な役割を果たすのは、破産管財人です。破産管財人は、破産者の財産を調査・管理・処分し、財産の金銭化によって得た金銭を債権者に弁済または配当します。破産管財人は、労働契約上の使用者、労働組合法上の使用者の地位にあたるものとされています。

⁸⁴ 民事保全法第20条など

(2) 労働組合の取り組み

<会社などの手続き>	<労働組合の取り組み>
○経営危機に関する法的措置の選択	○裁判所への上申書提出 ・偽装倒産防止と再建の可能性など組合の意見聴取を求める。 ○裁判所の保全命令まで独自に保全
○会社または債権者による裁判所への破産申立て ○裁判所による財産の保全処分命令、債権取立て禁止など ○裁判所による破産手続開始の決定	○破産手続開始決定に問題がある場合、抗告
○破産管財人の選出	○破産管財人への交渉申し入れ ・組合方針を説明。労働協約の確認・履行、職場占拠の承認を求める ○債権者への理解活動
○債権者による破産債権の届け出	○労働債権の一覧を届け出る
○破産管財人による破産債権の調査とその確定	○組合も全債権者の債権額をチェックし対処する
○債権者集会（もしくは債権者委員会 ⁸⁵ ）の開催（任意） ※決議には債権者数と債権額の双方の過半数が必要 ・破産原因、財産状況など	○債権者集会の開催を求めるとともに、集會に出席して意見を主張する ○債権者委員会に労働者の代表を選出するよう求める ・破産管財人の職務を監視
○裁判所の許可等に基づき財産を換価し債権者に配当	

裁判所から破産手続開始の決定が行われた場合、裁判所が選任した破産管財人が不動産などの会社財産を売却したり、債権を回収して会社財産を現金化して債権者に配当することになります。破産管財人は、会社資産を管理し、債権者からの債権の届けの受理、債権者集会⁸⁶の開催、破産債権等の調査・確定などを行いますので、労働組合は、これに対応して労働債権確保⁸⁷と早期支払いのため主張を行いましょう。

以下のチェックリストをもとに組織点検を行うとともに、必要な対策を行いましょう。不当労働行為への対応、ユニオン・ショップ協定の取り扱い、労使協定の取り扱いについても留意しまししょう。以下ページのチェックリストも参照ください。

⁸⁵ 債権者委員会についてp. 52

⁸⁶ 2006年破産法改正により、債権者集会の開催は任意化され、現行制度では債権者により構成された「債権者委員会」（任意）が新たに設けられました。（2021（山本）をもとに記載）

⁸⁷ 労働債権についてp. 43

☑ 企業組織再編・倒産・再建時に留意すべき点 (p. 7)

なお、破産管財人は、破産手続開始の決定前に会社財産を不当に減少させる行為があった場合、その効力を否定し、減少した財産を回収する権限を持っています。倒産時の詐欺まがいの債権譲渡などに対し、有効に活用しましょう。労働組合は破産管財人と会社資産の調査や換価状況などの情報共有を行い、労働債権の配当が少しでも早く行われるようにしましょう。併せて、会社と労働組合間で交わした労働協約の有効性なども確実に伝え、未払賃金や退職金、解雇予告手当に齟齬があった場合は会社が裁判所へ提出した申請書類を確認してください。

☑ チェックリスト	
裁判所による破産手続開始の決定	
↓	<input type="checkbox"/> 会社資産に関して破産管財人と十分に協議を行ったか
↓	<input type="checkbox"/> 労働組合が管理している会社資産、破産管財人が管理している会社資産
↓	について、破産管財人と協議の上で取り扱いを決定できたか
債権者集会（債権者委員会 ⁸⁸ ）の開催～終結	
↓	<input type="checkbox"/> 債権者集会（または債権者委員会）等で労働債権確保のために必要な主張を行ったか
↓	<input type="checkbox"/> 対象となる労働債権がある場合、破産管財人に中間配当を要請したか
↓	<input type="checkbox"/> 「未払賃金立替払制度」を活用して労働債権の確保をはかったか

1) 破産管財人と会社資産の協議

①労働組合が担保している会社資産

破産手続の場合、労働組合が別除権に基づき確保、または仮差押えしている会社資産については、その取り扱いを破産管財人と十分に話し合しましょう。

②破産管財人が管理している会社資産

破産管財人に会社資産の換価状況を確認する際、評価額に対する考え方も確認します。会社資産の換価処分について回収額よりも管財業務の早期終結を優先して行うため、特に専門的な資材や設備等の売却では本来の資産価値よりも少額での取引も少なくありません。破産管財人の判断により評価額ゼロとなった資産は、裁判所へ確認を求めれば組合で引き取り、競売などを行うことができます。

2) 「未払賃金立替払制度」を利用した労働債権の確保

「未払賃金立替払制度」⁸⁹は、倒産によって賃金が支払われないままに退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲について労働者健康安全機構が事業主に代わって支払う制度です。

⁸⁸ 債権者委員会についてp. 52

⁸⁹ 賃金の支払の確保等に関する法律第3章（第7～9条）

3) 債権者集会等への参加

破産手続の場合、債権者集会が開催される場合には、破産管財業務の監督をする裁判所で行われます。開催されない場合には、労働債権者として開催を求めましょう（10分の1以上の破産債権額を有する破産債権者からの申立てがあれば、裁判所は債権者集会を開催しなければなりません（破産法第135条））。破産管財人が管財業務に関わる重要事項について意思決定を行い、労働組合・組合員も含む破産債権者に対して会社の破産手続の進捗状況を情報提供および労働債権確保⁹⁰の主張を行います。また、債権者によって構成される債権者委員会が設けられる場合には、労働債権者の代表として委員に就任して主張を行うなど積極的な関与が不可欠です。

用語解説【債権者委員会】

債権者委員会とは、破産債権者により構成された委員会です。次の要件を満たす場合には、裁判所が破産手続への当該委員会の関与を承認することができます（破産法第144条1項）。

<要件>

- ①委員の人数が3人以上10人以下
- ②破産債権者の過半数が委員会の手続関与に同意していること
- ③委員会が破産者全体の利益を適切に代表していること

<権限>

- ①裁判所に対して破産手続に関する意見を述べること
- ②破産管財人に対して破産財団の管理処分等について意見を述べること
- ③破産管財人から報告書等の提出を受けること
- ④破産管財人に対する報告命令を裁判所に申し出ること
- ⑤債権者集会の招集を申し立てること など

4) 労働債権の中間配当の要請

破産管財人は、裁判所の許可を得た上であれば破産手続の終結に先立って破産債権者に対し、中間配当をすることができます。破産財団のうち、配当するに適切な労働債権がある場合には、破産管財人に中間配当として要請します。

⁹⁰ 労働債権についてp.43

5) 破産財団における労働債権⁹¹の優先順位

優先順位	債権名		労働債権などの扱い
1	財団債権		①破産手続開始前3月間の給料（一時金・解雇予告手当を含む）請求権 ②破産手続終了前に退職した労働者の退職前3月間の給料の総額（破産手続開始前3月間の給料の総額より少ない場合は、破産手続開始前3月間の給料の総額）に相当する退職手当請求権（ただし、劣後的破産債権部分は除く） ③破産管財人がいったん解雇して再雇用した労働者の破産手続開始後の給料請求権 ④雇用継続された労働者の破産手続開始後の給料請求権 ⑤破産手続開始後の労働契約解約にともなう解雇予告期間中の給料・解雇予告手当
2	破	優先的破産債権	財団債権とみなされない労働債権
3	産	一般の破産債権	労働債権とみなされない預り金（社内預金）返還請求権など
4	債権	劣後的破産債権	利息、遅延損害金など

（出所）徳住堅治「解散・倒産をめぐる法的問題」（pp.140-141）、毛塚勝利編（2013）『事業再構築における労働法の役割』をもとに連合作成

まず、民法第306条により、賃金その他雇用関係に基づいて生じた債権（労働債権）については先取特権が認められますので、一般債権よりも優先的に支払いを受けることができます。しかし、抵当権や譲渡担保権などは別除権として、破産手続によらずに権利の実行が認められますので、抵当権のついた不動産や譲渡担保権のついた動産、債権などは、法的には労働債権の引当財産とすることはできません。また、国税、地方税、社会保険料など国・地方公共団体の有する債権は、倒産手続の種類によっては労働債権より一部優先されます。破産財団は、破産管財人によって管理・換価処分された会社資産として形成され、労働債権はそこから支払われます。

破産財団は財団債権と破産債権に分かれます。労働債権は、その種類によって財団債権と破産債権に分かれ、優先順位がつけられています。

最も優先される労働債権は、破産手続開始決定前3ヵ月以内の未払賃金、または破産手続開始決定前3ヵ月以内の賃金額にあたる退職金であり、随時弁済を受けることができます。また、特定の不動産・動産に対して、質権・抵当権を持つ債権者が、その担保物件を換価して債権の回収を行うときには、決められた優先順位で弁済を受けることができます。

⁹¹ 労働債権についてp.43

用語解説【特別清算手続】

私的清算の遂行に著しい支障を来すべき事情がある、または債務超過の疑いがある場合に特別清算手続に入ることができます。

特別清算手続は、主に債権者数が少なく大口債権者の協力が得られやすい中小企業で利用されています。また、親会社が傘下の子会社を事業閉鎖する場合に、親会社の不良債権処理に関し税法上の損金扱いを受けるために利用することもあります。

特別清算手続は会社法第9章第2節が適用されるため、労働債権は手続期間中であっても裁判所の許可を得て弁済を受けることができます。労働組合は労働債権額の確認後、速やかに特別清算人へ支払を求めましょう。なお、否認権制度は適用されません。